

行方市条例の一部を改正する 条例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

Q 固定資産税の中小事業者等には、個人事業主は含まれるのか。

A 含まれます。



Q 住宅取得控除について

A 今までの期間は10年で、これが消費税の関係で13年に期間延長となり、新型コロナウイルス感染症の関係で、適用年度をさらに1年延長するという流れです。

改正の主な内容

✓ 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用

✓ 固定資産税

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置。

令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額について、令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少の者は2分の1とし、50%以上減少の者はゼロとする。

✓ 軽自動車税

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長。

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

✓ その他

○イベント中止等をした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税への適用。

○住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における適用年度の1年延長。

スマホで読める！議会だより デジタルブック配信しています

※ デジタルブックの配信は発行日の10日後となります。

- ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読めます。
- 10言語で読めます。
- 音声読み上げもできます。
- 文字サイズを調整できます。

※ブラウザは音声読み上げに対応しておりません。

音声読み上げには無料アプリ（カタボケ）のインストールが必要です。

無料アプリ
『カタボケ』
このアイコン
が目印 →



❗ 改正の主な内容

💡 国民健康保険税の減免について

条例において、減免は納期限前7日までに申請をすることとなっているところ、既に納期限を迎えている国民健康保険税を減免措置の対象とするため、減免の申請期限の特例を設けました。

✔️ [参考] 減免の要件

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方 → 国民健康保険税を全額免除
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯の方 → 国民健康保険税の一部を減額

- ①事業収入や給与収入など、種類ごとの収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減収する見込みであること。
- ②前年の所得の合計額が、1,000万円以下であること。
- ③収入減収が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

Q 減免される対象の期間は。

A 対象期間が令和2年2月1日から令和3年3月31日となり、前年度の国民健康保険税の一部と、今年度に賦課される国民健康保険税が対象となります。

Q 行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

A 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置を実施することに伴い、所要の改正を行うもの。

Q 減免措置は申請が必要か。

A 申請が必要です。申請を受け、減免という判断になれば、減額した納付書をお渡しするようになります。既に納付済みの場合は、還付、もしくははまだ納めていない部分での調整ということになります。



ON AIR

本会議の様子を「なめがたエリアテレビ」にて、

生中継しています。

インターネット(PC、スマホ)では、録画中継をしています。

現在、平成29年第2回定例会から令和2年第1回臨時会までがご覧になれます。第2回定例会も準備が整い次第、公開いたします。



なめがたネット放送局を検索し、市議会録画中継へ

Q 行方市ふるさと応援寄附金基金
条例の一部を改正する条例

A 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に伴う市民、事業者、医療従事者への支援対策として、ふるさと納税者の貢献意識の高揚を図り、寄附金の用途をより明確にするため、「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」を新たに追加する。

Q 事業名が新型コロナウイルス感染症となつている理由は。

A 新型コロナウイルス感染症特別措置法に規定されている用語を使用しているためです。

Q 寄附金の使途の周知について。

A 今年度から、ふるさと応援寄附金をいただいた方にLINEなどの媒体を通して、行方市の情報、寄附の利用状況等も含めて発信・周知できるように、整備を進めています。

教育厚生委員会

Q 行方市介護保険条例の一部を改正する
条例

A 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置を実施することに伴い、所要の改正を行うもの。

改正の主な内容

介護保険料の減免について

条例において、普通徴収なら納期限前7日、特別徴収なら特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月に申請書を提出しなければならないが、これにより難しい事情があると認める場合の、申請期限の特例を設けました。

【参考】減免の要件

- 1 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、減少額が前年の事業収入等の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計額が400万円以下であるとき。

Q どのように周知を行うのか。

A 7月の市報に減免関係のお知らせを入れ、周知を行います。その他に、ホームページへの掲載や、本算定時（8月）の通知発送の際に、第1号被保険者については、減免関係の通知を同封する予定です。

本会議の内容を知りたい

本会議の内容は、なめがたエリアテレビやインターネット録画中継でもご覧になれますが、会議の公式記録は会議録となります。会議録は、インターネットにて全文を確認できます。

また、発言者や発言内容でも検索することが出来ますので会議録をご覧ください。会議録は、市議会ホームページで「会議録」を選択してください。



▶付託案件の審査

▼行方市印鑑条例の一部を改正する条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行方市印鑑条例において所要の改正を行うもの。

請願

理容業営業支援に関する請願

請願の要旨

新型コロナウイルス感染症は、当市の理容業にも多大な影響を与えています。理容業務を行う上で、「密接場面」を避けることは困難であり、加えて、緊急事態宣言による影響は、売上の減少として顕著に現れています。

理容業の営業支援、ひいては市民の公衆衛生の維持・向上のため、市の支援を求めます。

【請願者】

茨城県理容生活衛生同業組合
銚田支部 支部長 小野瀬 文隆
茨城県理容生活衛生同業組合
銚田支部 副支部長 堀田 秀彦

【紹介議員】 小林 久

委員の意見

公平性を考えると、理容業以外にも範囲を広げるべきではないか。他の業種においても支援を必要としている。

理容業については、地方創生臨時交付金の活用事例集に、『社会的に欠かすことのできない施設』と明記されていることにも配慮すべきである。

支援策については、積極的に行って欲しいと思うが、それを行うのは市の執行部であり、議会はその良し悪しを判断するのが役割である。請願の内容は、議会の権限を超えている。

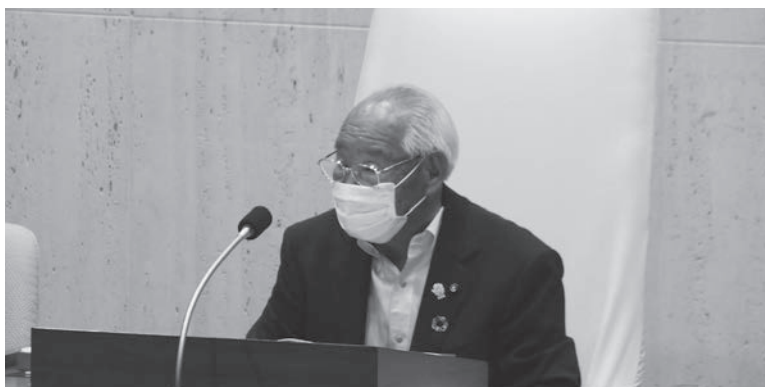
審査の結果

● 趣旨採択

予算特別委員会

予算審査

第2回定例会に提出された各補正予算は、予算特別委員会（委員長 大原 功 坪）が設置され、審議されました。



感染症対策のため、マスクを着用して進行を行う大原委員長

議会メモ：『趣旨採択』とは...

請願に対する議会の意思決定は、理論的には「採択」か「不採択」の2種類しかありませんが、議会としては請願の願意については十分に理解できるが、実現性の面で確信が持てないといった場合に採られる請願に対しての決定の方法をいいます。





令和2年度一般会計補正予算（第3号）

※専決処分の承認を求めるもの



スクールバス運行業務委託料

Q スクールバスの契約形態について、新型コロナウイルス感染症により、運行日数に変更が生じているが契約はどのようになっているか。

A 朝1便、帰り2便の年間運行日数が210日以内ということで契約しています。今年度は、4月・5月で走らなかつた日数分を、8月などの運行にあてられるよう、事業者と交渉中です。

Q 朝2便に増やすにあたり、保護者の負担などに対し、理解は得られているか。

A コースによって時間差が出てしまうのは、ルート設定上やむを得ない部分もありますが、運行スケジュールについては、保護者の方に十分に通知し、理解を得ていると考えています。



Q 新型コロナウイルス感染症の影響で変更が生じたわけだが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に全て該当するか。

A 現在、国のほうに実施計画を提出しており、まだ決定ではありませんが、例として挙げられていますので、該当すると考えています。
今後、また追加で費用が発生するような場合も、交付金を最大限申請し、活用できるように取り組んでいきます。



令和2年度一般会計補正予算（第4号）



ICT教育推進事業

Q タブレット端末購入の2億710万2千円については、補助金で支出されるのか。

A 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,799万7千円、公立学校整備費として6,777万円、この合計が補助となります。

Q Wi-Fi環境の整っていない家庭への対応について。

A Wi-Fi所有率の調査では、88.7%の家庭が所有している状況です。未整備の家庭については、要保護・準要保護の家庭は、国の補助の対象となっており、ポケットWi-Fi等をお渡しする計画です。しかし、その通信費については補助の対象にならず、現在、対応を検討しています。



商工振興事業

Q 中小企業事業継続応援協力負担金の条件や利率は。

A 公的融資、あるいは民間の金融機関で融資を受けられなかったもの、該当しなかったものを対象にしており、無利子・無担保となっています。

条件については、

- ・2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること。

- ・2020年1月から12月のうち、2019年同月比で、1か月の売上が50%以上減少している月があること。

- ・公的融資制度や民間融資機関による融資を受けられなかったこと。

- ・原則として税に未納がないこと。

等が貸付けの条件となります。



生活保護総務費

Q 健康管理支援事業準備業務委託料は、医療費の増加を防ぐための、重症化予防の事業でよいか。

A 生活保護費の中でも、医療費の部分は全体の58%を占めています。そういった中で、生活保護受給者に係る診療報酬データや健診データを基に、現状の医療、健康等の情報を調査・分析し、医療費の適正化の課題とともに、被保護者の健康課題を把握するということで始まった事業です。

Q 秘密の保持については、契約時に仕様書等に明記されていくのか。

A レセプト点検業務の専門の業者に委託する予定ですが、秘密の保持については、個人情報等が十分に守られるよう、契約をこれから交わしていく予定です。



令和2年度介護保険
特別会計補正予算(第1号)



シルバー体操教室委託料

Q 指導員の4月から7月分の委託料の減額ということか。

A シルバーリハビリ体操については、平均して月2回ほど、各地区38か所で行っており、シルバーリハビリ体操指導士会に委託しています。

各教室で、シルバーリハビリ体操指導士2名から3名程度をお願いしていました。が、その4月から7月分の委託料を減額するものです。



追加議案

▼行方市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済状況への影響を踏まえ、財政対策の一環として市長、副市長及び教育長の給料を減額するもの。

！ 主な内容

💡 市長等の給料の減額について

	給料月額	減額率	期間	合計(6か月)
市長	775,000円	10%	令和2年7月支給分 ～令和2年12月支給分 (6か月分)	465,000円
副市長	598,000円	5%		179,400円
教育長	546,000円			163,800円
合計				808,200円

議員発議

▼行方市議会新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の設置に関する決議について

新型コロナウイルス感染症等に関し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行う。

委員長 高橋 正信
副委員長 鈴木 裕



出典：首相官邸 HP より



要望書を市長に提出しました

7月8日に、新型コロナウイルス感染症対策についての要望書を、市に提出しました。

要望書は、経済対策・教育支援・子育て支援・災害対策計画の見直し等についての内容となっており、議長及び新型コロナウイルス感染症等対策特別委員長より、市長へと手渡されました。



○左から、大原副議長、岡田議長、鈴木市長、高橋委員長、鈴木副委員長

※要望書の全文はHPをご覧ください。
<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page008386.html>



令和2年第2回行方市議会定例会 提出議案議決結果

《市長提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
報告 第10号	令和元年度行方市特定環境保全公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	—	—
報告 第11号	令和元年度行方市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—
報告 第12号	令和元年度行方市流域関連公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	—	—
報告 第13号	令和元年度行方市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	—	—
議案 第40号	行方市税条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案 第41号	行方市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案 第42号	行方市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案 第43号	行方市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	教育厚生委員会
議案 第44号	行方市ふるさと応援寄附金基金条例の一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)	総務委員会
議案 第47号	行方市長等の給料月額の特例に関する条例の制定について	原案可決 (全会一致)	—

《議員提出議案》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
発議 第2号	行方市議会新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会の設置に関する決議について	原案可決 (全会一致)	—

《請願・陳情》

議案番号	件名	議決結果	付託委員会
請願 第2号	理容業営業支援に関する請願	趣旨採択	教育厚生委員会

補正された予算 (令和2年度)

議案番号	補正額 (総額)	主な内容	議決結果
報告 第14号 一般会計 (第3号)	1,069万3千円 増額 (196億6,748万9千円)	○専決処分の承認を求めることについて ・スクールバス運行業務委託料(小・中学校費) /1,069万3千円	原案承認 (全会一致)
議案 第45号 一般会計 (第4号)	3億3,144万1千円 増額 (199億9,893万円)	・水道事業会計補助金/9,800万円 ・CSFワクチン接種手数料/2,035万2千円 ・中小企業事業継続応援協力負担金/1,700万円 ・ICT教育推進事業(タブレット端末購入)/2億710万2千円 ・訓練並びにポンプ操法大会事業/△671万円 ・議会公用車運轉業務委託料/△40万円 ・市長交際費/△50万円 など	原案可決 (全会一致)
議案 第46号 介護保険 特別会計 (第1号)	25万円 減額 (39億1,575万円)	・シルバー体操教室委託料/△60万8千円 ・消耗品費/4万1千円 ・非接触型体温計購入/31万7千円	原案可決 (全会一致)

※ 補正予算は予算特別委員会に付託されました。